

国海員第183号

平成29年9月20日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣

石井 啓一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第289号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
菱栄産業株式会社	東京都港区西新橋一丁目2番9号
松江海運有限会社	大阪府大阪市北区堂島一丁目5番17号
旭洋海運株式会社	福岡県北九州市戸畑区南鳥旗町6番9号